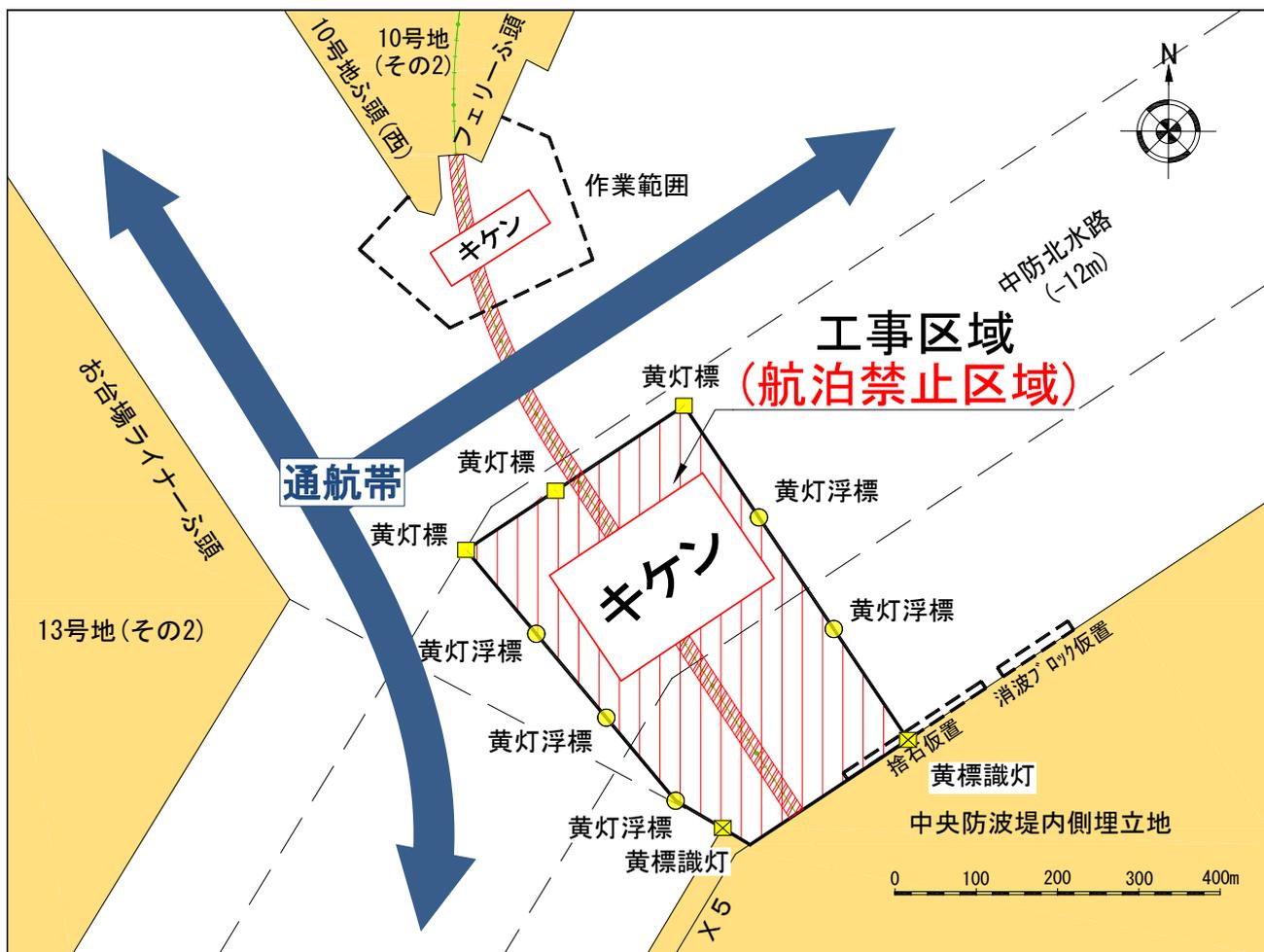


# キケン進入禁止

## 工事区域は航泊禁止区域です！

令和2年1月10日～令和2年4月30日まで  
工事状況によっては、設定期間が変更される場合があります。

沈埋函工事施工中のため、  
投錨などはアンカーが沈埋函に引っ掛かり大変キケンです。



- ・ 航泊禁止区域内は工事用船舶のアンカーワイヤー等があり**大変キケン**です。
- ・ 工事区域(航泊禁止区域)内は、**一般船舶の通航・停泊はできません**。
- ・ 一般船舶が工事区域(航泊禁止区域)に**進入した場合、海上保安部へ通報します**。
- ・ 進入した一般船舶は、港則法第39条第一項の規定違反により罰せられることがあります。港則法第50条(罰則: **三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金**)
- ・ 警戒船へは国際VHF無線(16ch)による連絡が可能です。**呼称:南北線警戒船**
- ・ 本紙は東京港湾事務所ホームページ”お知らせ”から印刷可能です。合わせてご確認ください。

<https://www.pa.ktr.mlit.go.jp/tokyo/index.htm>